

Japan International Freight Forwarders Association Inc.
Freight Forwarders Standard Trading Conditions (2020)
(一社) 国際フレイトフォワーダーズ協会
標準取引条件(2020)

Prologue

序文

当条件は、「当社」とその「顧客」との間の業務上の関係を明らかにするために定められたものである。

Chapter I - General Provisions
第1章 総則

第1条 定義

文脈上他の意味に解すべき場合を除き、以下の定義が当条件に適用される。

- (a) 「当社」とは、当条件の下でフレイトフォワーダーとして「サービス」を提供する、国際フレイトフォワーダーズ協会の会員を言う。
- (b) 「顧客」とは、その人の要求により、又はその人ために、「当社」が当条件の下で「サービス」を提供する「人」を言う。
- (c) 「顧客の指示」とは、口頭であれ書面であれ、「サービス」に関する「顧客」の要求を表わしたものと言う。
- (d) 「物品」とは、「当社」が「サービス」を提供する対象としての貨物及び「当社」以外の「人」によって提供される「輸送機器」等を言う。
- (e) 「書面による」とは、電報、テレックス、テレファックス、またはあらゆる電磁的手段による記録等を言う。
- (f) 「所有者」とは、「物品」の所有者及びその「物品」に利害を有する他の「人」を言う。
- (g) 「人」とは、個人、団体、会社、法人又はその他のいかなる法人等を言う。
- (h) 「サービス」とは、当条件の下で「顧客」のために「当社」が引き受けるあらゆる活動をいい、その中には助言及び情報の提供を含む。
- (i) 「下請業者」とは、直接・間接の下請業者、その各々の使用人、代理人及び下請業者等を言う。
- (j) 「運送書類」とは、船荷証券、複合運送証券、海上または航空運送状、鉄道運送状又は名称はどうであれ、貨物運送契約を証する類似の書類を言う。
- (k) 「輸送機器」とは、あらゆる梱包ケース、パレット、コンテナ、航空貨物積載装置、トレーラ

一、タンク、鉄道貨車、または陸上輸送、海上輸送、航空輸送に関連するあらゆる積載装置を言う。

第2条 適用性

- (1) 当条件は、「サービス」が無償の場合でもそうでない場合でも、「物品」の国際輸送のため、及び「物品」の国際輸送に関連して、当社がフレイトフォワーダーとして提供するあらゆる「サービス」に適用されるものとする。
- (2) 前項(1)にかかわらず、「物品」に関して、運送人としての「当社」の名義で「運送書類」が発行される場合は、当条件ではなく、その「運送書類」の規定が当該「物品」の運送に適用されるものとする。
- (3) 当社が顧客のために引き受けたサービスに強制的に適用される法律がある場合には、当条件は、当該サービスに関して、当該法律を条件とするものとし、かつ当条件の条項が当該法律に基づく当社の権利若しくは特権の放棄と解釈され、又は当該法律に基づく当社の責任若しくは義務を強めるものと解釈されなければならない。仮に、当条件の条項が当該法律に何らかの範囲で抵触する場合には、その抵触する条項は、抵触する範囲内で無効とし、それ以上に及ぼないものとする。
- (4) 当条件のいかなる変更、取り消し又は適用免除も、「当社」によって、書面で、特定して承認されるか又は追認されなければならない。「当社」以外の「人」は、当条件のいかなる変更、取り消し又は適用免除にも同意する権限を有しないものとする。
- (5) 当条件の諸章及び諸条項の見出しほは、単に便宜のために付されたものであり、当条件の解釈には影響を及ぼさないものとする。

第3条 「顧客の指示」からの離脱

- (1) 「当社」は、当条件の下で、「顧客の指示」に沿って「サービス」を履行するために合理的な手段を講ずることとするが、いついかなる時点であっても、「当社」がその単独裁量で、「顧客の指示」の内のどれかから離脱することに十分な理由があると看做した場合には、「当社」は、「顧客」へ事前に通知せずに、かつその結果として追加的責任を取ることなく、自由にその様にすることができるものとする。
- (2) 「当社」は、いついかなる時点であっても、所管する官庁からの命令又は勧告に従うことが許される。そのような命令又は勧告に従って「物品」の引渡し又はその他の処分が為され次第、「物品」に関する「当社」の責任は消滅するものとし、「顧客」は、その引渡し又はその他の処分から生じるあらゆる運賃、料金又は費用の支払いに責任を負うものとする。

第4条 不測の事態

いついかなる時点であっても、合理的な努力を尽くしても避けることができない類の何らかの障害、危険又は妨害によって「サービス」の履行が影響を受けるとき又は影響を受けそうなときは、「当社」は、「顧客」に通知せずに、「サービス」が終了したものとして扱い、安全かつ都合が

良いと考えられるいかななる場所においても「物品」を「顧客」の処分に委ねることができ、それをもって、当該「物品」に関する「当社」の責任は消滅するものとする。

この場合、「顧客」は、そのような扱いから生じるあらゆる運賃、料金又は費用の支払いに責任を負うものとする。

第5条 「顧客」による「物品」の未引取り

(1)もしも「顧客」又は「所有者」が、「物品」を引取るように「当社」が要求しうる時日と場所でその引取りを怠ったときは、「当社」は、「顧客」の単独の危険負担で、その「物品」を保管する権利を有するものとし、そのような保管の開始をもって、「物品」に関する「当社」の責任は完全に消滅するものとする。

当該「物品」が30日間保管された後、「当社」は、「顧客」の費用の下に、「当社」の単独裁量で、売却その他の方法によってその「物品」を処分することができる。

その保管の経費は、「顧客」によって負担されるものとし、もしもそれが「当社」又は「当社」の代理人若しくは下請業者によって支払われた場合は、請求あり次第直ちに、「顧客」から「当社」へ弁済されるものとする。

(2)前項(1)にかかわらず、「当社」の単独の見解で、「物品」が品質劣化・腐敗・無価値化する恐れ若しくはその価額を超す諸費用を生みそうな恐れがあるとき、又はいずれかの財産への損傷若しくはいずれかの人への傷害を引き起こす恐れ、又は適用される法や規則に抵触する恐れがあるときは、「当社」は、「顧客」への事前通知なしに直ちに売却その他の方法によってその「物品」を処分することができる。

(3)売却による収入は、売却の経費及び当条件で提供した「サービス」や以前の役務について「顧客」から「当社」へ支払われて当然のあらゆる金額が控除された後、「当社」が「顧客」のために保管するものとする。

もしも、「物品」の売却によって、収入が未払金及び掛かった経費を賄いきれないときは、当社は、その不足分を「顧客」から回収する権利を与えられるものとする。

第6条 リエン

「当社」は、当契約における「サービス」や、以前提供したサービスに関して「当社」に支払われるべき全ての金額及び当該金額を回収する経費について、「物品」及び「物品」に関連するあらゆる書類に対してリエンを有するものとする。この趣旨により、「当社」は、「顧客」の費用でかつ「顧客」に通知せずに、公の競売又は他の方法で当該「物品」及び書類を売却する権利を有するものとする。もしも、「物品」及び書類の売却で、収入が未払金及び掛かった経費を賄いきれないときは、「当社」は、その不足分を「顧客」から回収する権利を与えられるものとする。

第7条 見積り

「当社」の見積りは、直ちに受諾されることを前提とし、かつ、撤回又は改訂されることがあり

うることを条件として、「顧客」へ提示されるものとする。書面による別段の合意が無い限り、「当社」は、為替レート、運賃率、保険料率又は「物品」に適用されるあらゆる料金において、「当社」が制御できない変更が発生したときは、「顧客」が見積りを受諾した後であっても、通知の上、又は通知せずに、見積りを撤回又は改訂する自由を有するものとする。

第8条 申告

「当社」によって予め受領されかつ受諾された書面による「顧客の指示」に従う場合を除き、「当社」は、法規、条約、契約又は他の要件に従うことを目的とした「物品」の特性、性状又は価額を申告する義務は負わないものとする。

Chapter II – The Company's Roles

第2章 「当社」の役割

第9条 代理人としての「当社」の役割

- (1) 「当社」は、「当社」以外の「人」と「顧客」ととの間の運送契約を証明する「運送書類」を周旋する場合には、「顧客」の代理人として行為する。
- (2) 「当社」と「顧客」との間で別段の合意が無い限り、「当社」は、次の事柄に関して、「顧客」の代理人として契約を締結する権限を「顧客」から明示的に与えられるものとする。
 - (a) あらゆる経路、手段又は「人」による「物品」の運送
 - (b) あらゆる「人」による、又はあらゆる場所における「物品」の運送、保管、梱包、積み替え、積み込み、荷卸し又は取り扱い
 - (c) 他のいかなる性状の貨物とも併せた「物品」の運送又は保管
 - (d) 「輸送機器」の中に収めた、又は「輸送機器」に載せた「物品」の運送、及び
 - (e) 「当社」の単独の見解で、「サービス」の履行において合理的に必要と思われるあらゆる行為。
- (3) 「当社」が、税関の要求事項、諸税、許認可、領事書類、原産地証明書、検査証明書及び他の類似の事柄に関する又は関連する「サービス」を提供するとき、「当社」は、「顧客」の代理人として行為するのであり、元請契約者として行為するのではない。

第10条 元請契約者としての「当社」の役割

- (1) 「当社」が、「物品」の運送、保管、梱包、積み替え、積み込み、荷卸し又は取り扱いを引き受ける場合には、「当社」は元請契約者として行為する。なお、本条は、「当社」又は「当社」の使用者若しくは代理人によってこれが履行され、かつ「物品」が「当社」の管理又は監督の下にある場合に限る。
- (2) 「物品」に関して、運送人としての「当社」の名義で「運送書類」が発行される場合においても、「当社」は元請契約者として行為する。なお、この場合、当条件ではなく、その「運送書類」

の規定が当該「物品」の運送に適用されるものとする。

第 11 条 價格の合意

「サービス」の価格が包括的なものであろうとなかろうと、その価格の合意は、「当社」が元請契約者として「サービス」を提供するのか、又は「顧客」の代理人として「サービス」を提供するのかを、それ自体で示唆若しくは決定するものではない。

Chapter III – The Customer's Obligations

第 3 章 「顧客」の義務

第 12 条 授権

当条件に同意するに際して、「顧客」は、自らが「物品」の「所有者」であること、又は「物品」の「所有者」から授権されていることを保証する。

第 13 条 「物品」の詳細

「顧客」は、「物品」の記述及び明細が、完全かつ正確であるとともに、「当社」が「サービス」を安全・効果的・迅速に、かつ適用されるあらゆる法律又は規則に沿って実施するために必要なすべてのデータ — その性質、総重量、容積、及び VGM (SOLAS 条約第 6 章 パート A 第 2 規則に規定されたコンテナ貨物総重量) を含むがこれには限らない — を含んでいることを保証する。ここにいう法律又は規則は、税関規則、輸出入制限、貿易制裁及び安全衛生・環境保護・輸送規則を含むが、それらには限られない。

第 14 条 「物品」の準備

「顧客」は、「物品」が「サービス」のために適切且つ万全な準備・梱包・ラベル標示・荷印や付番がなされていることを保証する。

第 15 条 「顧客」が荷積みした「輸送機器」

「物品」が「輸送機器」の中に収められて、又は「輸送機器」に載せられて「当社」に差し出される場合には、「顧客」は、次の事柄を保証する。

- (a) 「物品」が、「輸送機器」の中に収められて、又は「輸送機器」に載せられて運送するのに適しており、
- (b) 「輸送機器」が、「物品」をその中に収めて、又はその上に載せて運送するのに適した状態であり、及び、
- (c) 「物品」が、当該「輸送機器」に適切に積載、固縛されていること。

第16条 特殊な「物品」

「顧客」は、「当社」に書面で事前通知を提出して、「当社」から書面で同意を得ない限り、次の「物品」を「サービス」のために差し出さないことを保証する。

- (a)国際海事機関(International Maritime Organization)の International Maritime Dangerous Goods Code (IMDG Code) で危険品又は有害品に分類されている「物品」若しくは、「当社」が元請契約者、又は代理人として「サービス」を提供する日本やその他の国において適用される法律や規則 — 本邦の消防法を含むがそれに限定されない — で危険品又は有害品に分類されている「物品」
- (b) 危険性を有する「物品」で、他の貨物に損害や汚れ若しくは別の何らかの形での影響を及ぼす恐れがある、又は財産、生命若しくは健康に危害を加える恐れがあるもの
- (c) 害虫若しくはその他の有害な生物に棲息場所を与える若しくは生育を助長する恐れのある「物品」
- (d) 高価品。これには、金塊、硬貨、貴石、宝飾品、芸術品及び骨董品を含むが、それらには限られない。
- (e) 腐敗しやすい「物品」
- (f) 温度調節を必要とする「物品」、或いは、
- (g) 品質保持期限が短い「物品」

第17条 保証の違反

顧客が当条件に記された保証のいずれかに違反した場合、「顧客」は、その違反に関連していかなる類の責任、罰金、クレーム、損失、損害、経費及び費用がどのように生じようとも、それらの全てに対して、「当社」並びに「当社」のあらゆる使用人、代理人及び下請業者に補償するものとする。

第18条 「輸送機器」に関する「顧客」の責任

- (1)「顧客」のために「当社」が「輸送機器」若しくはその他の機材を供給又は手配し、それが「顧客」の占有又は監督の下にある間に滅失又は損傷したときは、「顧客」は、その滅失又は損傷に関して、全責任を負うとともに、「当社」に補償するものとする。
- (2)「当社」が提供又は手配した「輸送機器」若しくはその他の機材を「顧客」が取り扱っている間に、又は「顧客」の占有若しくは監督の下にある間に、当該「輸送機器」、機材若しくは「輸送機器」の中身が引き起こした他の人の財産の滅失若しくは損傷、又は他の人への傷害若しくは他の人の死亡については、「当社」はいかなる場合にも責任を負わないものとするとともに、「顧客」はそれらの事柄に対して「当社」に補償するものとする。

第19条 「顧客の指示」に従った行為の結果

「顧客」は、「当社」が「顧客の指示」に従って行為した結果、いかなる類の責任、罰金、クレー

ム、損失、損害、経費及び費用がどのように発生しようとも、それらの全てに対して、「当社」に補償するものとする。

第 20 条 運賃及び諸料金の回収

他の「人」から運賃・賦課金・種々の料金やその他の諸費用を回収するようにという「顧客の指示」を「当社」が受け入れした場合であっても、「顧客」は、それらの運賃・賦課金・種々の料金やその他の諸費用に関する責任を負い、且つ、支払満期日に至っても上記の「人」から支払われないときは、直ちに「当社」へそれらを支払うものとする。

第 21 条 税金及び罰金

「顧客」は、税関、港湾局及びその他の当局のあらゆる規則又は要求事項を遵守し、当然に支払われるべき関税及び諸税のみならず上記の遵守を怠ったために被るあらゆる罰金及び費用を負担するとともに、そのような関税、諸税、罰金及び費用に対して「当社」に補償するものとする。

Chapter IV - Liability

第 4 章 責任

第 22 条 支払い

- (1) 「顧客」は、すべての金額を、クレームや反対請求又は相殺を理由とした減額又は支払延期をせずに、現金又は他に合意した方法で、支払期日までに「当社」に支払うものとする。
- (2) 支払期日は、「顧客」と「当社」との相互合意によって確定されるものとし、そのようにして確定された期日が存在しないときは、「当社」の請求書の日付から 30 日後とする。
- (3) 「顧客」が前項の(1)及び(2)に従って「当社」に支払うべき金額の全額を支払期限までに支払わなかった場合（本条(3)がない場合、合意した信用供与期間その他の事由により「顧客」にとって支払期限となっていない場合でも）、「当社」が正当に得て、払われるべき全ての金額を直ちに全額支払わなければならない。これにより直ちに支払われる金額は、クレームや反対請求又は相殺を理由とした減額又は支払延期をせずに、現金又は他に合意した方法で支払期日までに「当社」に支払うものとする。
- (4) 「当社」は支払期日を超えた期間について、年利 6% の利息をその全額に加算する権利を有する。

第 23 条 免責事由

「当社」は、「顧客」の代理人として行為しようと、又は元請契約者として行為しようと、損失、損害又は費用が次の事柄によって引き起こされたときは、それらに関する責任を免除されるものとする。

- (a) 「顧客」、「所有者」又は「当社」以外の「人」で「顧客」若しくは「所有者」を代理する「人」のあらゆる行為又は不作為。
- (b) 権限のある当局又は「人」から与えられた命令又は勧告に従ったこと。
- (c) 「物品」の固有の欠陥又は性状。
- (d) 「物品」の不十分な梱包・荷印標示・ラベル標示、又は付番。ただし、「当社」が当該梱包・荷印標示・ラベル標示又は付番を請け負ったものでない場合に限る。
- (e) 「顧客」若しくは「所有者」又は「当社」以外の「人」で「顧客」若しくは「所有者」を代理する「者人」による「物品」の運送、保管、梱包、積み替え、積み込み、荷卸し、又は取り扱い。
- (f) テロ行為、戦争、暴動、騒擾、妨害行為又は破壊行為。
- (g) ストライキ、ロックアウト、作業停止又は労働の制限。
- (h) 火災。
- (i) 原子力事故。
- (j) 天災。
- (k) パンデミック、伝染病の流行、又は公衆衛生の危機。
- (l) 「当社」には回避することができず、また合理的な注意を尽くしてもその結果を防ぐことができたあらゆる原因又は出来事、或いは
- (m) 「当社」がその結果を合理的には予見しえなかつたあらゆる自己の行為又は不作為。

第 24 条 責任の制限

(1) 「物品」の滅失又は損傷に係わる賠償について「当社」に責任がある場合、その賠償は、「物品」が「顧客」に引渡された - 又は引渡されるべきであった - 場所と時における「物品」の価額を基に算定されるものとする。

この趣旨に拠って、「顧客」のインボイスに記された「物品」の価額が当該価額と看做され、もしも「顧客」によって運賃・諸料金・保険料が支払われているならば、それらも加算される。

(2) 「物品」の滅失又は損傷について「当社」は、いかなる場合も、滅失又は損傷した「物品」の総重量に対して 1 キログラム当たり 2 SDR (国際通貨基金の定める特別引出権) に相当する額を超えた金額での責任を負わないものとする。

(3) 書面での事前合意がなされた場合を除き、「当社」はいかなる状況においても、いかなる原因から生じるものであっても、間接的若しくは結果的な損失 - 利益の逸失及び市場の喪失を含むが、それには限らない - 又は遅延の結果については、一切責任を負わないものとする。このような権利を侵害することなしに、もしも「当社」が遅延について責任を有すると判明すれば、その責任は「サービス」に適用される諸料金を限度とするものとする。

(4) その他のあらゆるクレームの場合には、賠償額は次のうちの少ない額を限度とするものとする。

(a) 「サービス」の対象である「物品」の価額、又は、

(b) 「サービス」の対象である「物品」の総重量に対して 1 キログラム当たり 2 SDR という割合での金額。

(5)「顧客」からの事前の書面による要求に基づき、「当社」は、前記の各項に規定された限度を超す責任を負うことが有り得る。ただし、その拡大責任に対して「当社」が課する追加料金を「顧客」が支払うことを条件とする。「顧客」は、当該追加料金の明細を「当社」から手に入れることができる。

第 25 条 抗弁

当条件に規定された抗弁、免責事由及び責任制限は、請求若しくは訴訟が、契約に基づくものであろうと、不法行為に基づくものであろうと、又はその他の根拠に基づくものであろうと、損失、損害又は費用について「当社」を相手に為されるいかなる請求又は訴訟にも適用されるものとする。

第 26 条 使用人、代理人及び下請業者の責任

- (1) 損失、損害又は費用に関する請求又は訴訟が、「当社」の使用人、代理人又は下請業者に対して提起されたときは、当該使用人、代理人又は下請業者は、「当社」が当条件の下で行使できる抗弁、免責事由及び責任制限を援用できるものとし、「当社」は、「サービス」のためのいかなる約定を結ぶ際にも自己のためにだけではなく、上記の使用人、代理人又は下請業者の代理人または受託者としてもその約定を結ぶものとする。「当社」及びその使用人、代理人又は下請業者から回収しうる金額の総額は、いかなる場合にも、当条件に規定された制限を超えないものとする。
- (2)「顧客」は、自らが提起した前記の使用人、代理人又は下請業者に対する請求又は訴訟に関して、当該使用人、代理人又は下請人によって「当社」を相手に提起しうるいかなる請求又は訴訟に対しても、「当社」に補償するものとする。

第 27 条 損害の通知及び出訴期間

「当社」は、下記に明示された日から 14 日以内に損害の通知が「当社」若しくは「当社」の代理人によって書面で受領されず、又はそのようにして通知を行なうことが不可能であったことを「顧客」が証明したとしても、上記の日から合理的な期間内に損害の通知が「当社」によって書面で受領されず、さらに下記に明示された日から 9 ヶ月以内に、「顧客」によって日本の東京地方裁判所に提訴され且かつその旨の書面での通知が「当社」によって受領されない限り、すべての責任を免除されるものとする。

- (a) 「物品」の損傷の場合には、「物品」の引渡しの日。
- (b) 「物品」の滅失又は遅延の場合には、「物品」が引渡されるべきであった日。
- (c) その他の場合にはすべて、損害の通知をもたらした出来事が生じた日。

第 28 条 準拠法及び裁判管轄

当条件の中に別段の定めがない限り、当取引条件は、日本法に準拠し解釈されるものとし、かつ、「当社」に対する訴訟は、すべて日本の東京地方裁判所に提起されるものとする。

Chapter V - Miscellaneous Provisions

第 5 章 雜則

第 29 条 保険

「当社」は、顧客の書面による明示の指示がない限り保険を付保しない。

「当社」が付保するすべての保険には、リスクを引き受ける保険会社または保険引受人の保険証券の定める通常の例外および諸条件が適用される。

「当社」は、書面による合意がない限り、個々の積送品に対するして個別の保険を付保する義務を負わないが、「当社」が保有する包括予定保険または普通保険を付保することもある。

第 30 条 他の「人」の貨物への役務

「当社」は、「サービス」の開始に先立って書面で別段の合意が特に為されていない限り、「物品」に対する「サービス」を、他の「人」の貨物に対する役務と併せて提供することができる。

第 31 条 報酬

「当社」は、取引において慣習となっている全ての仲介料、手数料又は他の報酬を確保し、かつ支払われる権利があるものとする。

第 32 条 非暴力団員

(1) 「顧客」は、顧客自身、その取締役、役員又は顧客に支配権を有する人は、いずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する日本法 第 2 条で定める指定暴力団の構成員でないこと、さらに将来にわたっても構成員でないことを表明、保証するものとする。

(2) 「当社」が、その単独裁量により、「顧客」が前項(1)の表明及び保証に違反していないか調査、決定したい場合、「顧客」は「当社」の調査要請に協力するものとする。

(3) 「顧客」が 32 条のいずれかの項に違反した場合、「当社」は、「顧客」に現在提供している、または将来提供する予定の「サービス」に関する契約を、書面の通知によりただちに解除できるものとする。この解除により「顧客」が損害を被っても、「当社」はその損害に対して一切責任を負わないものとする。

第 33 条 言語

当条件は英語にて作成されたものである。翻訳文は当条件の解釈には効力を有しない。